保護者様

大阪府立豊島高等学校長

学校において予防すべき感染症について

学校において予防すべき感染症にかかった場合は、学校保健安全法第 19 条に基づく学校長の判断により出席停止となります。つきましては、右記の「学校における感染症にかかる登校に関する意見書」に医師の証明をいただき、登校後に担任へ提出してください。

〔出席停止の基準　※第１種は省略〕

<table>
<tr><th>種類</th><th>病　　名</th><th>出席停止期間の基準</th></tr>
<tr><td rowspan="9">第二種</td><td>インフルエンザ</td><td>発症した後５日を経過し、かつ、解熱した後、2 日を経過するまで</td></tr>
<tr><td>百日咳</td><td>特有の咳が消失するまで又は 5 日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで</td></tr>
<tr><td>麻しん（はしか）</td><td>解熱した後、３日を経過するまで</td></tr>
<tr><td>流行性耳下腺炎
（おたふくかぜ）</td><td>耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後 5 日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで</td></tr>
<tr><td>風しん（３日はしか）</td><td>発しんが消失するまで</td></tr>
<tr><td>水痘（みずぼうそう）</td><td>すべての発しんが痂皮化するまで</td></tr>
<tr><td>咽頭結膜熱（プール熱）</td><td>主要症状が消退した後、２日を経過するまで</td></tr>
<tr><td>結核</td><td rowspan="3">病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで</td></tr>
<tr><td>髄膜炎菌性髄膜炎</td></tr>
<tr><td rowspan="2">第三種</td><td>コレラ・細菌性赤痢・腸管出血性大腸菌感染症･腸チフス・パラチフス・流行性角結膜炎・急性出血性結膜炎</td></tr>
<tr><td colspan="2">その他の感染症
学校で通常見られないような重大な流行が起こった場合に、その感染拡大を防ぐために、必要があるときに限り、学校医の意見を聞き、校長が第三種の感染症として緊急的に措置をとることができるものです。出席停止の指示をするかどうかは、感染症の種類、地域・学校における感染症の発生・流行の態様等を考慮の上で判断されます。
例：感染性胃腸炎(ノロ、ロタウイルス等)・マイコプラズマ感染症・溶連菌感染症・伝染性紅斑･急性細気管支炎(ＲＳウイルス感染症等)・手足口病・ヘルパンギーナ・ウイルス性肝炎　等</td></tr>
</table>

学校における感染症にかかる登校に関する意見書

大阪府立豊島高等学校＿＿＿年＿＿＿組＿

名前＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

■下記の疾患に罹患したため、学校保健安全法施行規則にもとづき療養を指示していましたが、感染のおそれがきわめて少なくなったので、登校が可能であると判断しました。

☆登校してはいけない期間 令和　　年　　月　　日～令和　　年　　月　　日

第一種　□（　　）〔感染のおそれなし〕

第二種

- □　ｲﾝﾌﾙｴﾝｻﾞ(A 型・B 型)〔発症した後 5 日経過、かつ、解熱後 2 日経過〕
- □　百日咳〔特有の咳消失又は 5 日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了〕
- □　麻しん〔解熱後 3 日経過〕
- □　風しん〔発疹消失〕
- □　流行性耳下腺炎〔耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後 5 日経過、かつ、全身状態が良好〕
- □　水痘〔すべての発疹の痂皮化〕
- □　咽頭結膜熱〔主要症状消退後 2 日経過〕
- □　結核〔感染のおそれなし〕
- □　髄膜炎菌性髄膜炎〔感染のおそれなし〕

第三種　〔感染のおそれなし〕

- □　腸管出血性大腸菌感染症 (*)　　□　細菌性赤痢
- □　流行性角結膜炎　　□　急性出血性結膜炎
- □　コレラ　　□　腸チフス　　□　パラチフス

(*) 便の細菌培養において 2 回 陰性が確認されたものとするのが一般的である。

- □　その他の感染症（　　）

備考

令和　　年　　月　　日

医療機関名：

診察医師（診察した医師に限る）：　　印

インフルエンザと診断された場合に限り、必要事項の記入を保護者が行い、保護者名を記入の上、検査結果用紙か処方された薬がわかるものの写しを添付して提出してください。

保護者名：　　自署

（参考：大阪府学校医師会学校医部会作成）